

JT60-SA の実験解析に向けた ParaView による核融合プラズマ可視化と時間発展解析ツールの整備

仕様書

令和7年6月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
核融合炉システム研究開発部
プラズマ理論シミュレーショングループ

目次

1. 一般仕様	
1.1 件名	3
1.2 目的	3
1.3 契約範囲	3
1.4 作業場所	3
1.5 納期	4
1.6 納入物	4
1.7 納入場所	4
1.8 納入条件	4
1.9 検査条件	4
1.10 貸与品	5
1.11 IFERC-CSC 計算機の使用	5
1.12 情報セキュリティの確保	5
1.13 グリーン購入法の推進	5
1.14 協議	5
1.15 その他	6
2. 技術仕様	
2.1 業務概要	6
2.2 ソフトウェア概要	6
2.3 要求項目	9
2.4 納入物の作成	12

添付資料

- 別添 1 本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項
- 別添 2 コンピュータプログラム作成等業務特約条項
- 別添 3 知的財産権特約条項

1 一般仕様

1.1 件名

JT-60SA の実験解析に向けた ParaView による核融合プラズマ可視化と時間発展解析ツールの整備

1.2 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、数値トカマク計画（以下「NEXT 計画」という。）の一環として JT-60SA、ITER 及び原型炉を対象とした核燃焼プラズマの複雑現象の物理的解明を図ることを目的とし、3次元非線形電磁流体力学コードMIPSを用いて核融合プラズマの電磁流体力学(以下、「MHD」という。)安定性やプラズマ形状がプラズマ閉じ込め性能へ与える影響に関する大規模数値シミュレーション研究を実施している。MIPS コードの計算結果の可視化に関してはParaViewを用いたMHD構造の3次元可視化を実施しているが、JT-60SAにおけるMHD不安定性の物理機構を正確に理解するためにはMHD構造の時間発展を可視化して各物理量の関係性を明らかにする必要がある。昨今の計算機環境の進展に伴う数値シミュレーションの大規模化によって計算データを可視化する際に必要となるメモリ量が著しく増大しており、可視化処理の省メモリ化を行うことは必須である。本件では、MIPS出力をvtk(visualization toolkit)フォーマットのParaView入力ファイルに変換するプログラム（以下、「可視化プログラム」という。）の改良を行いParaViewによる可視化処理の省メモリ化を行うとともに、ParaView入力ファイル内の時刻情報からMHD構造の時間発展を解析するための動画を生成するワークフロー（以下、「MHD構造の動画作成ワークフロー」という。）を構築するものとする。

1.3 契約範囲

本件では「2. 技術仕様」が定める以下の作業を行うものとする。

- 1). 省メモリ化のための可視化プログラムの改良
- 2). MHD構造の動画生成ワークフローの構築
- 3). 改良した可視化プログラムとMHD構造の動画作成ワークフローの利用方法をまとめたマニュアル及び作業内容と可視化プログラムのソースコードの変更箇所をまとめた作業報告書等の納入資料の作成

1.4 作業場所

本作業は受注者の計算機環境をもって実施し、契約締結後、速やかに開始

し、納期内に全作業を終了するものとする。但し、令和7年から運用開始するスーパーコンピュータ（以下、「IFERC-CSC計算機」という。）をQSTから提供可能な場合は、受注者は「1.10 IFERC-CSC計算機の使用」に定めるとおり、インターネットを介した利用形態によってIFERC-CSC計算機を使用して作業を実施することができる。また、担当者との密接な協議のため、Microsoft Teamsを利用して月に一回、定例のオンライン打合せを行うこととする。さらに、必要に応じて電子メール等での情報交換を行うこととする。

1.5 納期

令和7年11月28日

1.6 納入物

	納入物	提出時期	部数	承認
1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ議事録（電子メールによる提出でも可） ● 作業報告書 	打合せ後速やかに納入時	1部	要
2)	改良された可視化プログラム（ソースコード）とその解説及び使用説明書（PDFファイル及び動画ファイルを収納したCD-ROMなど電磁的記録媒体）	納入時	1部	要
3)	シミュレーション結果の可視化動画及び動画作成に必要な解説書（PDFファイル及び動画ファイルを収納したCD-ROMなど電磁的記録媒体） もし動画作成にスクリプトを開発したのであれば、そのソースコードも含む	納入時	1部	要

- 作業期間中、定例のオンライン打合せ以外の打合せが必要であればオンライン会議を行うものとする。また、オンライン会議の実施後は打合せ議事録を速やかに提出するものとする。
- 納入物2及び3は1週間程度の確認期間を考慮して事前にドラフトを提出しQSTの確認を受けること。

1.7 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字表館2番地166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

核融合炉システム研究開発部 プラズマ理論シミュレーショングループ

1.8 納入条件

郵送（受注者の費用負担）。

1.9 検査条件

1.7 に示す納入場所に 1.6 納入物を納入及び貸与品の返却をし、員数検査、報告書の内容合格及び本仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めたときをもって検査合格とする。

1.10 貸与品

作業に当たり必要に応じて以下を QST から貸与する。なお、貸与品の引渡及び返却に係る費用は受注者の負担と責任で実施すること

- プラズマの 3 次元構造の時間発展を記述した HDF5 ファイル（1 ケース）
- HDF5 ファイルを VTK ファイルに変換するポストプロセスコード(MIPS2VTK)
- ParaView によるプラズマ密度の 3 次元可視化の作成例(実施手順を含む)

貸与品は、作業完了時に全て返却すること。

1.11 IFERC-CSC 計算機の使用

令和 7 年から運用開始する IFERC-CSC 計算機を QST から提供可能な場合は、受注者は本作業を実施するに当たり、IFERC-CSC 計算機を無償で使用できる。ただし、計算機利用の形態としては、インターネットを介した利用とする。なお、計算機使用に係るアカウント及び計算機の仕様等の情報については QST から無償で提供するが、使用に際しての習熟等については受注者の責にて行うこと。

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添1「本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項」のとおりとする。

1.13 グリーン購入法の推進

1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.14 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

1.15 その他

本契約の履行に当たっては、別添2「コンピュータプログラム作成等業務特約条項」及び別添3「知的財産権特約条項」を遵守するものとする。

2 技術仕様

2.1 業務概要

Paraviwe を用いた可視化プログラムの改良による処理の省メモリ化と MHD 構造の動画作成ワークフローの構築に関し、以下の業務を実施する。

- 1) MIPS シミュレーション結果のプラズマの3次元可視化の実施手順の仕様分析及び非構造格子型による最適化された記述による可視化（打合せを含む）
- 2) MHD 構造の動画作成ワークフロープラズマの時間発展に関する動画の仕様検討及び作成（打合せを含む）
- 3) 作業報告書等の納入物の作成

2.2 ソフトウェア概要

2.2.1 ParaView の利用について

ParaView (<https://www.paraview.org/>) はオープンソフトウェアであり、ホームページからダウンロードして使用することができる。これによって、手持ちのパソコンで ParaView を用いた可視化を行うことが可能となる。必要なメモリに関しては、HDF5 ファイルは1時刻に対するファイルが 1.6 GB、VTK ファイルは 977 MB である。

Paraview はバージョン 5.10.1 で動作確認済みである。また、これまでのどのバージョンでも動作することは確認済みである。

2.2.2 MIPS2VTK コード概要

1) 名称

MIPS2VTK

2) プログラミング言語

FORTRAN90/95

3) コード行数（コメント、空行含む）

- bspline.f90 : 4210 行

- current.f90 : 211 行
- HDF5_format.f90 : 187 行
- magset.f90 : 120 行
- main_vtk.f90 : 22 行
- make_mem_interp.f90 : 119 行
- make_mem2.f90 : 77 行
- module_vtk.f90 : 279 行
- org_kinds.f90 : 41 行
- polint.f90 : 68 行
- readin.f90 : 247 行
- spline_mod.f90 : 1385 行
- vsetup.f90 : 76 行
- vtk_3d.f90 : 411 行

ここで、本作業において必要なのは vtk_3d.f90 だけである。

4) 概要

非線形 MHD 計算をする MIPS コードは、HDF5 ファイルを出力する (mips_restart.h5) . MIPS2VTK コードは、その HDF5 ファイルを読み取り、補完プログラム (bspline.f90) を用いて、構造格子型(structured grid)で VTK ファイルを作成する (vtk_3d.f90)。

5) 外部ライブラリの使用

・INTEL : Fortran コードのコンパイル。' intel/pe-xe-2020-binary' , 'intelmpi/2020-binary' , 'intel-oneapi-mpi/2021.10.0' , 'intel-oneapi-compilers/2023.2.1' , 'intel-oneapi-mkl/2023.2.0-intel-oneapi-mpi-2021.10.0-scalapack' など動作確認済み。これまでにどのバージョンでも動いていたことを確認済み。

・HDF5 : HDF5 ファイルフォーマットを読み取りおよび書き込みする。' hdf5/1.14.3-intel-oneapi-mpi-2021.10.0-oneapi-2023.2.0' で動作確認済み。これまでにどのバージョンでも動いていたことを確認済み。

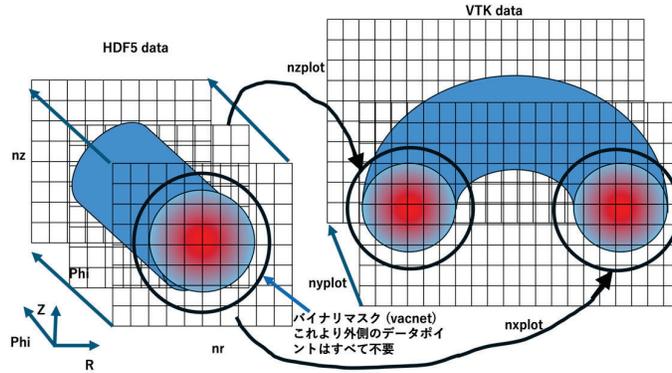
・HDF5 利用にあたり、他のコンパイラ、' libzip/2.1.1--oneapi--2023.2.0' , 'zlib-ng/2.1.4--oneapi--2023.2.0' , 'bzip2/1.0.8--oneapi--2023.2.0-

775effc' など。どのバージョンでも動いていたことを確認済み。

6) MIPS2VTK 構造

main_vtk.f90

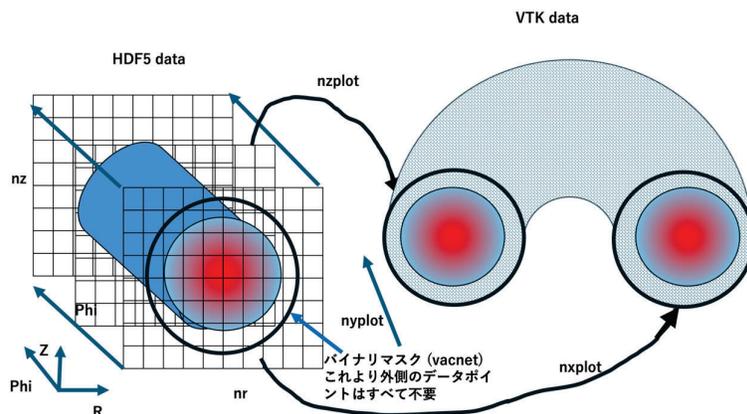
- read_input_param : 補完に必要なパラメータ、無次元化及び次元化に必要なパラメータ、HDF5 のグリッドパラメータと VTK へ変換した後のグリッドパラメータを読み取る。
- read_input_field : HDF5 ファイル (mips_restart.h5) を読み取る。HDF5 ファイルには、以下の変数が格納されている。
 - kstep (MIPS シミュレーション時間発展のインデックス番号), t (無次元化された時刻。これが動画作成において必要な変数である),
 - nr (3次元配列の第1列), nz (3次元配列の第2列), ntor (3次元配列の第3列), mtor (トーラスプラズマでの周期数。本件では1を用いている),
 - rminb (R方向の最小値)、rmaxb (R方向の最大値)、zminb (Z方向の最小値)、zmaxb (Z方向の最大値)、phiminb (phi方向の最小値)、phimaxb (phi方向の最大値)。
 - brnet (R方向の磁場成分 B_R)、bznet (Z方向の磁場成分 B_Z)、bphinnet (Phi方向の磁場成分 B_{phi})
 - vrnet (R方向の速度場成分 B_R)、vznet (Z方向の速度場成分 B_Z)、vphinnet (Phi方向の速度場成分 B_{phi})
 - prsnet (3次元の圧力場), tmpnet (3次元の温度場), rhonet (3次元の密度場), norpsinet (磁気面関数)、vacnet (3次元のバイナリマスク。これが可視化において必要な変数である。)
- vsetup : R-, Z-, Phi-方向座標を定義する。
- magset : 電流密度の計算 ($J=\text{rot}(B)$)、データの補完を計算する。
- vtk_3d : 読み込んだ変数データを、構造格子型(structured grid)を使って3Dデータにマッピングする。下図参照。



2.3 要求項目

2.3.1 MIPS シミュレーション結果の可視化における仕様検討及び作成

ParaView を用いて 3 次元のプラズマ密度を描画するための仕様を検討する。MIPS コードには、ポストプロセスコード (MIPS2VTK) は、MIPS シミュレーション結果により出力された HDF5 フォーマットを VTK フォーマットに変換するプログラムも格納されている。vtk のフォーマットにはいくつかのデータ記述方法があり、MIPS2VTK で使われている、直交座標系のデータを記述する構造格子型 (structured grid) と、任意の形状を指定できる非構造格子型 (unstructured grid) がある。可視化の対象はトーラス座標系のデータであるため、直交座標系に従った立方体メッシュでは正確な図が得られない。そのため、データ構造には構造格子型ではなく、非構造格子型を用いてトーラス型の構造を記述する。さらに、構造格子型では不要なデータポイントも多く、ファイルサイズが必要以上に大きくなる。よって、非構造格子型を用いて効率よくデータを格納し、ファイルサイズの最適化及び可視化におけるコンピュータのメモリを確保することを目的とする (下図参照)。



本件では、以下の要求事項に留意するものとする。

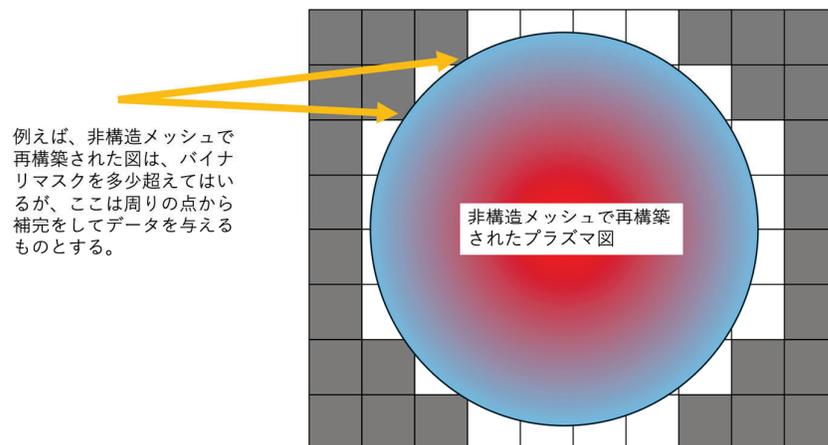
1. 3次元におけるメッシュ作成について

本件では、トカマク型プラズマの可視化を目的とする。そのため、メッシュ生成は2次元ポロイダル断面 (R, Z) だけでよく、トロイダル方向 (phi) にはその2次元ポロイダル断面をコピーして3次元データを作成する。

2. バイナリマスク境界におけるメッシュ作成について (1)

2次元ポロイダル断面におけるメッシュはドロネー法などを用いてつくることができる。メッシュ作成はバイナリマスク内側のデータだけでよく、外側の不要なデータはVTKファイルには書き込まない。HDF5ファイルには、構造型グリッドでバイナリマスクが記述されているため、非構造メッシュにマッピングするときに、データがない部分に関しては補完をする(下図参照)。ここでいう「データがない部分」というのは、バイナリマスクにマスクされている領域の内側の矩形メッシュのことであり、その内部に新たなノード点を打つ際には内挿を実施する。つまり、領域から要素がはみ出しても良いとする。

補完ルーチン (bspline.f90, 4210行、コメント及び空行含む) においては、もしより効率的または実装しやすいルーチンまたはライブラリがあるならそれに置き換えて良いとする。



3. バイナリマスク境界におけるメッシュ作成について (2)

非構造型メッシュは特にバイナリマスク境界で密である方が可視化性能が向上する。非構造型メッシュの空間密度分布はパラメータによって可変できるものとする。例えば、プラズマ中心からプラズマ境界まで線形に密度が増えるというものでよいものとする。

場合によっては、可視化時の見栄えをよくするためにバイナリマスク境界での空間メッシュ密度分布をあげた時に使用するメモリ量またはファイル再造が大きくなることも考えられる。

よって、非構造型メッシュの空間密度分布（一様、線形）をパラメータスキャンし、可視化画像とそれに伴うメモリ量とファイルサイズをまとめて報告すること。

4. 非構造メッシュの構造型について

構造型は三角柱（プリズム）型とする。データ点はポロイダル断面における2次元空間に一様で良いとする。入力データには、任意のデータ点の数を指定できるようにし、いくつかデータ点をスキャンして可視化性能を比較した上で、最低限の必要なデータ点を提案すること。可視化性能の評価については、現行の手法で可視化した3次元構造と目視で比較を行い、プラズマ不安定性による構造が正しくそして滑らかに見るかどうか、で評価するものとする。

5. 納品物について

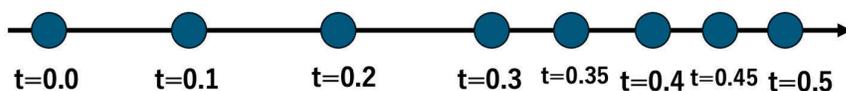
納品物は自由形式 Fortran で記述されたソースコードであること。作業工程として、Python など他の言語で作成してから Fortran に書き直すという工程をとっても良いが、その場合はそのオリジナルのソースコードも提供すること。

最終的に、書き換えたプログラムの定式化を書式化し、ポストプロセスコードのマニュアル及び説明書を提出すること（納入物(2)に該当）。

2.3.3 ParaView による動画作成

MIPS シミュレーションはプラズマの時間発展における任意の時刻で HDF5 ファイルを出力する。出力されたデータは、その時刻の情報を格納してある（例えば、 $t=0.0$, $t=0.1$, ...）。シミュレーションの時間発展の時間刻み幅によって、出力ファイルの時刻が等間隔ではなくなってしまうことがある。例えば、出力ファイルがそれぞれ $t=0.0$, $t=0.2$, $t=0.3$, $t=0.35$,

t=0.4, t=0.45, …のように、最初のほうは時間刻みが $\Delta t=0.1$ であるが後半では $\Delta t=0.05$ となる（下図参照）。



この時に、デフォルトで ParaView でデータを読み込み、動画を作成すると各ファイルを一定の動画フレームレートで作成してしまうため、時間発展が正しく評価できない。本プロジェクトでは、HDF5 ファイルに格納された時間発展データを用いて、動画フレームレートを自動的に調整するようにする必要がある。

作業工程としては、2パターン提案あり、1) 実時間におけるフレームレート数を自動調整する、または2) 最もフレームレート数が高い時間に合わせて（上の例で言うと、t=0.3 から t=0.5）に合わせて、t=0.0 から t=0.3 も同じ画像をコピーしてデータ数を合わせる、などの方法がある。どちらの方法でもよいものとする。

ParaView を用いて「MIPS シミュレーション結果の可視化における仕様検討及び作成」で定めた仕様を満たす動画を提出する。合わせて、ParaView における動画作成を行うためのマニュアルを作成する。（納入物（3）に該当）

2.4 納入物の作成

1) 納入物の作成

「1.6 納入物」に定める作業報告書には、本仕様に基づき、受注者が実施した作業内容及び動作試験、可視化結果を含めること。

2) 納入物に関わる電子ファイル

- 納入物は紙媒体及び CD-R 等の電磁的記録媒体として提出すること。
- 紙媒体の打合せ議事録の提出は、電子メールによる PDF データの提出をもって代えることができる。
- 本件で作成した動画及びバッチ処理スクリプトと合わせて、入力データ等の動画を作成するために必要となる電子データ一式を納入すること。

以上

本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項

- 1) 受注者は、量研の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 2) 受注者は、本件で取得した量研の情報を、量研の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 3) 受注者は、本件で取得した量研の情報を、量研の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、量研が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- 5) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- 6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに量研担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- 7) 受注者は、量研から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を量研からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- 8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、量研の許可無く量研外部に持ち出してはならない。
- 9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- 10) 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、量研に帰属するものとする。
- 11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を量研に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、量研に対しすべての責任を負うこと。
- 12) 本契約において、特に下記の点について遵守すること。
 - A. 情報セキュリティ教育の実施
受注者は、作業担当者に対する適切な情報セキュリティ教育を実施すること。
 - B. 不正プログラム感染防止
受注者は、本業務に使用するパソコン等の端末において、不正プログラムの感染を防止するため、次の事項を遵守すること。
 - ① 不正プログラム対策ソフトウェア等により不正プログラムとして検知された実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
 - ② 不正プログラム対策ソフトウェア等に係るアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル、使用 OS、インストールアプリケーション等について、これを常に最新の状態に維持すること。
 - ③ 不正プログラム対策ソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
 - ④ 不正プログラム対策ソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。

- ⑤ 外部からデータやソフトウェアをパソコン等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
 - ⑥ 不正プログラム感染の予防に努めること。具体的には、以下を例とする不正プログラム対策を講ずること。
 - a) 不審なウェブサイトを開覧しないこと。
 - b) アプリケーション利用において、マクロ等の自動実行機能を無効にすること。
 - c) プログラム及びスクリプトの実行機能を無効にすること。
 - d) 安全性が確実でないプログラムをダウンロードしたり実行したりしないこと。
 - ⑦ 作業者は、パソコン等の端末（支給外端末を含む）が不正プログラムに感染したおそれのある場合には、感染したパソコン等の端末の通信回線への接続（LAN ケーブル等）を速やかに取り外し、量研担当者にその旨を報告すること。
- C. アカウント及びパスワード等の管理
- ① 作業者は、自己に付与されたアカウント以外の識別コードを用いて、情報システムを利用しないこと。
 - ② 作業者は、自己に付与されたアカウントを適切に管理すること。
 - a) 自己に付与されたアカウントを他者に付与及び貸与しないこと。
 - b) 自己に付与されたアカウントを、それを知る必要のない者に知られるような状態で放置しないこと。
 - c) 業務のためにアカウントを利用する必要がなくなった場合は、その旨を量研担当者に届け出る。
 - ③ 作業者は、管理者権限を持つアカウントを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該アカウントを利用すること。
 - ④ 作業者は、自己の管理するパスワード等の利用者認証情報の管理を徹底すること。
 - a) パスワード等を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
 - (1) 仮のパスワード等は、最初のログイン時点で変更すること。
 - (2) 自己のパスワード等を他者に知られないように管理すること。メール等で送信しないこと。
 - (3) 自己のパスワードを内容が分かる状態でメモや付箋等に記入し、モニタ、端末本体、及びその周辺に貼付するようなことがないようにすること。
 - (4) 自己のパスワード等を他者に教えないこと。
 - (5) パスワード等を忘却しないように努めること。
 - (6) パスワード等を設定するに際しては、十分な長さ（英数記号交じり 13 桁以上）とし、文字列は容易に推測されないものにする。
 - (7) 端末に、パスワード等を記憶させない、または暗号化等を行うことによって他人がパスワードを読めないようにすること。
 - b) パスワード等の利用者認証情報が他者に使用され、またはその危険が発生した場合には、直ちに量研担当者にその旨を報告すること。
- D. 通信の暗号化
- 本契約作業に係るアクセスは全て SSH, HTTPS 等の暗号化可能なプロトコルに基づき行うこと。暗号化のなされていないメール等で機微情報を送受信しないこと。
- E. 本契約で取り扱う情報やソフトウェアは、量研の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。

以上

コンピュータプログラム作成等業務特約条項

(目的物)

第1条 この契約の目的物は、次の各号の一又は二以上の組み合わせに該当するコンピュータプログラムの著作物（データ、データベース、マニュアル及びドキュメンテーションを含む。以下同じ。）及び当該コンピュータプログラムによる計算結果であって、仕様書に定める範囲のものとする。

- 一 コンピュータプログラム（コンピュータプログラムの設計を含む。）著作物
- 二 甲が提供するコンピュータプログラムの著作物により得られた計算結果
- 三 乙が所有するコンピュータプログラムの著作物及びこれにより得られた計算結果

(権利の帰属等)

第2条 この契約により作成された目的物（第1条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は甲に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用するプログラム等のうち、本契約締結以前から、乙が所有するものについては、その著作権は乙に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により作成された目的物について、甲又は甲の指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(氏名の表示の制限)

第3条 乙は、第1条に規定する著作物に著作者氏名を表示しないものとする。

(第三者の権利の保護)

第4条 乙は、この業務の実施に関し第三者（著作者を含む。）の著作権その他の権利を侵害することのないよう必要な措置を自らの責任において講じなければならない。

(技術情報)

第5条 甲が、この業務の実施に関し、乙の保有する技術情報を知る必要が生じた場合には、乙は、この契約の業務に必要な範囲内において当該技術情報を甲に無償で提供しなければならない。

2 甲は、乙からの書面による事前の同意を得た場合を除き、前項により知り得た技術情報を第三者に提供しないものとする。

(プログラム開発に必要な技術情報)

第6条 甲は、仕様書に定めるところにより、乙がこの業務の実施に必要な計算コードその他必要な技術情報を乙に使用させることがある。

(公表)

第7条 乙は、目的物を甲に引き渡す前に、これを第三者に公表してはならない。

2 乙は、この契約により得られた成果について発表し、若しくは公開し、又は第三者に提供しようとするとき、及びこの業務の実施によって知り得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等を行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。
 - イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
 - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研

究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハマまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
 - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告し

なければならない。

- 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。
- 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。
 - 一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。
 - 二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。
 - 三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上